

**檜枝岐村は新婚生活を送る皆さまを応援します！**

## 檜枝岐村結婚新生活支援事業

【補助対象：物件購入、賃貸、引っ越し、リフォーム】

### 1. 対象世帯

次の要件をすべて満たす方が対象世帯です。

- ・当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ・夫婦共に生活の拠点が当村にある世帯
- ・申請時に夫婦の住民票が対象となる住居にある世帯
- ・他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- ・村税等の滞納をしていない世帯
- ・過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯

### 2. 補助対象経費

#### **住居費**

結婚を機に新たに物件を購入、又は賃借する際に要した物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額(勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、当該住宅手当分を控除した額)

#### **引越費用**

引越業者又は運送業者への支払いその他の引っ越しにかかる費用

#### **リフォーム費用**

結婚を機に住宅の機能の維持または向上を図るために行なう修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用(倉庫や車庫に係る工事費用、門やフェンスなどの外構に係る工事費用、エアコンや洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外)

### **3. 補助金の額**

補助金額は住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額で、上限額は下記のとおりです。

対象世帯の内

婚姻日時点で夫婦共に 29 歳以下の世帯:限度額 60 万円

婚姻日時点で双方又は片方が 30～39 歳の世帯:限度額 30 万円

### **4. 申請に必要な書類**

・交付申請書(様式第1号)

・添付書類

(1) 戸籍謄本(全部事項証明)

(2) 物件の売買契約書(住居費における購入の場合に限る。)

(3) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合に限る。)

(4) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合に限る。)

(5) 住居費に係る領収書

(6) 引越費用に係る領収書

(7) リフォーム費用に係る領収書

(8) 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

### **5. 申請方法**

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの申請期間中に、申請書に必要な書類を添付して下記窓口まで提出してください。

### **6. お申込み・お問い合わせ先**

檜枝岐村役場 住民課 少子化対策係

住所:福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原 880 番地

電話:0241-75-2502 FAX:0241-75-2460